

インターネット接続サービス契約約款

2020年1月

中部ケーブルネットワーク株式会社

目 次

第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）

第 2 章 契約（第 4 条－第 1 6 条）

第 3 章 付加機能（第 1 7 条）

第 4 章 回線相互接続（第 1 8 条・第 1 9 条）

第 5 章 利用中断及び利用停止（第 2 0 条・第 2 1 条）

第 6 章 利用の制限（第 2 2 条）

第 7 章 料金等

第 1 節 料金（第 2 3 条）

第 2 節 料金の支払義務（第 2 4 条－第 2 6 条）

第 3 節 割増料金及び延滞利息（第 2 7 条・第 2 8 条）

第 8 章 保守（第 2 9 条－第 3 3 条）

第 9 章 損害賠償（第 3 4 条・第 3 5 条）

第 1 0 章 雑則（第 3 6 条－第 4 3 条）

第 1 章 総則

第 1 条（約款の適用）

当社は、インターネット接続サービスに関する契約約款（以下「約款」といいます。）、およびインターネット接続サービスに関する料金表（以下「料金表」といいます。）を定め、これによりインターネット接続サービスを提供します。

第 2 条（約款の変更）

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

- 2 約款を変更した場合、当社は第3条に定めるインターネット接続サービス取扱所に据え置く他、ホームページ等のオンライン上の表示、その他当社が適当と判断する方法により、契約者に対し随時必要な事項を通知します。

第 3 条（用語の定義）

約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1. 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3. 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝走路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4. 電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
5. インターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
6. インターネット接続サービス取扱所	1. インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所 2. 当社の委託によりインターネット接続サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7. 契約	当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
8. 契約者	当社と契約を締結している者
9. 契約者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
10. 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
11. 端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備

1 2. 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
1 3. 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、 端末設備以外のもの
1 4. 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気 通信事業者
1 5. 技術基準等	事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サー ビスに係る端末設備等の技術的用件及び端末設備等規則（昭 和 6 0 年郵政省令第 3 1 号）で定める技術基準
1 6. 消費税相当額	消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）及び同法に関する法 令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭 和 2 5 年法律第 2 2 6 号）及び同法に関する法令の規定に基 づく課税される地方消費税の額
1 7. 学校	学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に規定する小学校、 中学校、高等学校若しくは中等教育学校（盲学校、聾学校又 は養護学校であって、小学部、中学部又は高等部を有するも のを含みます。）又はこれらに相当する学校として当社が別に 定める学校
1 8. H F C 施設	インターネット接続サービスのうち、光ハイブリッド方式に て幹線を敷設し、インターネット接続サービスを提供する施 設
1 9. 光施設	インターネット接続サービスのうち、光ファイバー方式にて 幹線を敷設し、インターネット接続サービスを提供する施設
2 0. Smart TV Box	当社が別に提供する放送サービスを受信するためにテレビ受 像機に接続されたコンバータと、インターネット接続サービ スの契約者回線に接続される電気通信設備の両方の機能を有 する機器（以下「S T V B」といいます。）

第 2 章 契約

第 4 条（インターネット接続サービスの種類等）

契約には、料金表に規定する種類、種別、品目等があります。

第 5 条（契約の単位）

当社は、契約者回線一回線ごとに一の契約を締結します。この場合、契約者は一の契約につき一人に限ります。

第 6 条（最低利用期間）

インターネット接続サービスには、6 ヶ月間の最低利用期間があります。なお、第 7 条に定める「端末接続装置」の設置が完了した月の翌月末までを 1 ヶ月目とします。

2 契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は、当社が定める期日ま

で、料金表の定めにより解除料を支払っていただきます。

第 7 条（契約者回線の終端）

当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

- 2 当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。

第 8 条（契約申込みの方法）

契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出するか、または電磁的方法にて通知していただきます。

- (1) 料金表に定めるインターネット接続サービスの種類、種別、品目等
- (2) 契約者回線の終端とする場所
- (3) その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項

第 9 条（契約申込みの承諾）

当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。

なお、契約の申込みに際し、インターネット接続サービスの提供をHFC施設または光施設のいずれによるかの判断は、当社が行います。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 契約者回線を設置し、又は保守をすることが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 契約の申込みをした者がインターネット接続サービスの料金その他の債務（この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 4 料金表に定める学校向けサービスの申し込みをする者は、学校設置者に限ります。

第 10 条（インターネット接続サービスの種類等の変更）

契約者は、料金表に規定するインターネット接続サービスの種類、種別、品目等の変更の請求をすることができます。

- 2 前項の請求の方法及びその承諾については、当社が別に定める方法により取り扱います。

第 11 条（契約者回線の移転）

契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者回線

の移転を請求できます。

- 2 契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。
- 3 当社は、第1項の請求があったときは、第9条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 4 第1項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。

第12条（インターネット接続サービスの利用休止）

契約者は、長期の不在等やむを得ない事由が発生した場合に限り、当社に届け出るにより、12ヶ月を限度として、利用休止期間を設定することができます。

- 2 当社は利用休止期間中、契約者回線を撤去します。なお、契約者は撤去および再開時の取付に要する費用を負担していただきます。
- 3 利用休止期間を経過した後、1ヶ月を経過しても契約者から再開の申し出がない場合はその時点で契約が解除されたものとして取り扱うことがあります。

第13条（その他の契約内容の変更）

当社は、契約者から請求があったときは、第8条（契約申込みの方法）第3号に規定する契約内容の変更を行います。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第9条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第14条（譲渡の禁止）

契約者が契約に基づいてインターネット接続サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

第15条（契約者が行う契約の解除）

契約者は、契約を解除しようとするときは、解除を希望する日の10日前までに当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

- 2 前項による契約解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合ならびにタップオフから保安器またはクロージャーから加入者側の終端に設置される通信用光端末器（以下「D-ONU」という。）までの引込線および端末接続装置ならびに当社が貸出するその他の装置を撤去する場合、契約者はその費用を負担していただきます。
- 3 契約者は、電気通信事業法に定められた初期契約解除制度に基づき、当社に対して初期契約解除を申し出ることができます。この場合、当社は手続きに関する料金、工事に関する費用を除き契約者へ請求いたしません。
- 4 契約者は契約を解除した場合でも、契約者の当社に対する一切の債務は消滅しません。

第16条（当社が行う契約の解除）

当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

- （1） 第21条（利用停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - （2） 第21条（利用停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前号の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。
 - （3） 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができないとき。
- 2 当社は、前項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
- 3 当社は、第1項の規定により、その契約を解除した場合、第15条第2項および第4項の規定を準用します。

第3章 付加機能

第17条（付加機能の提供等）

当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

第4章 回線相互接続

第18条（回線相互接続の請求）

契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。

第19条（回線相互接続の変更・廃止）

契約者は、前条の回線相互接続を変更・廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。

- 2 前条、回線相互接続の請求の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

第5章 利用中断及び利用停止

第20条（利用中断）

当社は、次の場合には、インターネット接続サービスの利用を中断することがあります。

す。

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 第22条(利用の制限)の規定によりインターネット接続サービスの利用を中断するとき。

2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中断することがあります。

3 前2項の規定により、インターネット接続サービスの利用を中断するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急の場合は、この限りではありません。

第21条 (利用停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間(そのインターネット接続サービスの料金その他の債務(この約款により支払を要することとなったもの)に限ります。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、そのインターネット接続サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます)。

(2) 契約の申込みに当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。

(3) 第38条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。

(4) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社以外の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。

(5) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。

(6) 前各号のほか、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。

2 当社は、前項の規定により、インターネット接続サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第6章 利用の制限

第22条 (利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する

事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、インターネット接続サービスの利用を制限することがあります。

- 2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 インターネット接続サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。
- 4 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況におくことがあります。
- 5 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
- 6 当社は、前二項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

第 7 章 料金等

第 1 節 料金

第 2 3 条（料金の適用）

当社が提供するインターネット接続サービスの料金は、利用料、付加機能使用料、手続に関する料金及び工事に関する費用とし、当社が別に定めるところによります。

- 2 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

第 2 節 料金の支払義務

第 2 4 条（利用料等の支払義務）

契約者は、その契約に基づいて当社がインターネット接続サービスの提供を開始した日（付加機能の提供については、その提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能の廃止については、その廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は 1 日間とします。）について、当社が提供するインターネット接続サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料又は使用料（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。）を支払っていただきます。

- 2 前項の期間において、利用中断等によりインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。
 - (1) 利用中断があったときは、契約者は、その期間中の利用料等を支払っていただきます。
 - (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等を支払っていただきます。
 - (3) 前各号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等を支払っていただきます。

区 分	支払を要しない料金
1. 契約者の責めによらない理由により、そのインターネット接続サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（次号に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等（その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます）。
2. 移転に伴って、そのインターネット接続サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。	利用できなかった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等。

- 3 当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第25条（手続に関する料金等の支払義務）

契約者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に関する料金を支払っていただきます。ただし、その手続の着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第26条（工事に関する費用の支払義務）

契約者は、工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用を支払っていただきます。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 割増金及び延滞利息

第27条（割増金）

契約者は、料金の支払を不当に免れたと当社が判断した場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第28条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年

14. 5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第8章 保守

第29条（施設の設置、所有および工法）

電気通信設備のうち、契約者との契約に基づいて設置される保安器またはD-ONUの出力端子までの施設を契約者回線とし、当社は、インターネット接続サービス取扱所交換設備から契約者回線までの施設を所有します。

当社は、契約者回線の設置に要する費用を負担し、契約者は契約者回線の設置に際し、引込工事分担金として、別に定める工事費を負担していただきます。また、引込線の支持柱、地下埋設等で特殊な工事を必要とする場合は、契約者は、別に定める工事費を負担していただきます。

2 保安器またはD-ONUの出力端子以降の施設を端末設備とし、契約者は端末設備の設置に要する費用を負担していただきます。また当社は、端末設備のうち、端末接続装置および当社が貸出するその他の装置を所有し、契約者は、端末接続装置および当社が貸出するその他の装置を除く端末設備を所有します。

第30条（当社の維持責任）

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

第31条（契約者の維持責任）

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

2 契約者は、契約者回線が設置された建物内又は工作物内におけるD-ONU等の端末接続装置および端末設備の使用に係る電源の供給、また電気料金を負担していただきます。

第32条（設備の修理又は復旧）

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。

第33条（契約者の切分け責任）

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。）が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼動しなくなったときは、当該自営端末設備又は自

営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があった場合には、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所又は当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

第 9 章 損害賠償

第 3 4 条（責任の制限）

当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、インターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以降のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスの利用料等の料金額（料金表の規定によりその利用の都度発生する利用料については、インターネット接続サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（一の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前 6 料金月の 1 日当たりの平均利用料（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
- 3 第 1 項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりインターネット接続サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

第 3 5 条（免責）

当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任も負いません。

- 2 当社は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
- 3 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更

(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件（事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件をいいます。）の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第10章 雑則

第36条（個人情報の取扱い）

当社は、インターネット接続サービスの提供に関連して知り得た契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を、当社が別に定める「個人情報の取扱いについて」に従い適正に取り扱います。

2 当社は、前項によるほか、以下の利用目的の範囲内で個人情報を利用します。

- (1) S T V Bの使用状況ならびに操作に関する記録について集計・分析を行い、個人が識別、特定できないように加工した統計資料を作成し、設備の保守および新規サービスの開発を行うこと。
- (2) S T V Bの障害および停止が発生した場合における提携事業者からの照会に対し、その事実を回答するため。
- (3) 契約者がS T V Bにダウンロードしたコンテンツやアプリケーションの情報の管理をするため。またそのサポートを目的としたサービスレベルの維持・向上のため。

第37条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第38条（利用に係る契約者の義務）

当社は、インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等は無償で使用させていただきます。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負っていただきます。

- 2 契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力していただきます。
- 3 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡してはなりません。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。

- 4 契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行ってはなりません。
- 5 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けてはなりません。
- 6 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管していただきます。
- 7 契約者は、前4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 8 契約者は、当社が提供するインターネット接続サービスを利用するにあたり、以下の行為（以下、「禁止行為」といいます。）を行ってはなりません。
 - (1) 当社若しくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (2) 他者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (3) 他者を不当に差別若しくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高い行為
 - (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声若しくは文書等を送信又は表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為
 - (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）若しくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
 - (7) 販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動物種の個体等の広告を行う行為
 - (8) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
 - (9) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - (10) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、又は消去する行為
 - (11) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - (13) 無断で他者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、若しくはそのおそれのあるメールを送信する行為

- (14) 他者の設備等又はインターネット接続サービス用設備の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
 - (15) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
 - (16) 違法行為(けん銃等の譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介し又は誘引(他人に依頼することを含む)する行為
 - (17) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
 - (18) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
 - (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
 - (20) 犯罪や違法行為に結びつく、又はそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
 - (21) その他、法令に違反し、又は違反するおそれのある行為や、公序良俗に違反し、又は他者の権利を侵害すると当社が判断した行為
- 9 契約者が前項の禁止行為を行った場合、その責任は当該契約者に帰属し、当社は一切の責任を負いません。
- 10 契約者が故意または過失により第8項の禁止行為を行い、当社サービスの停止若しくは著しい損害を与えた場合、当該契約者は、当社が被った損害を賠償しなければなりません。
- 11 当社は、契約者による本サービスの利用が第8項の禁止行為に該当する場合、当該利用に関し他者から当社にクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、又はその他の理由で本サービスの運営上不相当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずることがあります。
- (1) 第8項の禁止行為に該当する行為をやめるように要求します。
 - (2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。
 - (3) 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
 - (4) 事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報の全部若しくは一部を削除し、又は他者が閲覧できない状態に置きます。
- 12 前項の措置は、契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されます。

第39条(相互接続事業者のインターネット接続サービス)

契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。

す。

- 2 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします。

第40条（技術的事項及び技術資料の閲覧）

当社は、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所において、インターネット接続サービスに係る基本的な技術的事項及び契約者がインターネット接続サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

第41条（営業区域）

営業区域は、当社が別に定めるところによります。

第42条（閲覧）

この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第43条（サイバー攻撃への対処）

当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「機構法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（機構法の平成13年1月6日から施行の附則第8条第4項第1号に定めるものをいいます。以下同じとします。）に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法116条の2第1項第1号に定めるものをいいます。以下同じとします。）のおそれへの対処を求める通知に基づき、その送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、当社が必要と認める限度で、その特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びその電気通信の通信日時から、その電気通信設備を接続するインターネット接続サービス利用契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

契約約款附則（2020年1月1日）

（実施期日）

- 1 当契約約款は一部改定し、2020年1月1日より実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払いまたは支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお、従前のとおりとします。
（改正前の規定による手続き等の効力等）
- 3 この改正規定実施前に、当社、東名ケーブルテレビ株式会社及び株式会社シーテックに対し、改正前の規定及び旧約款の規定によりなされた手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この改正規定中にこれに相当する規定があるときは、この改正規定によりなされた手続きその他の行為とします。

- 4 この改正規定実施の際現に、当社、東名ケーブルテレビ株式会社及び株式会社シーテックに対し、改正前の規定及び旧約款の規定により提供しているインターネット接続サービスは、この附則に規定する場合のほか、この改正規定中にこれに相当する規定があるときは、この改正規定によりインターネット接続サービスを提供しているものとみなします。

料金表

インターネット接続サービスに関する料金

2020年1月

中部ケーブルネットワーク株式会社

料金表

通 則

(料金表の適用)

1. インターネット接続サービスに関する料金及び工事に関する費用は、この料金表に規定するほか、当社が別に定めるところにより適用します。

(料金等の変更)

2. 当社は、インターネット接続サービスに関する料金及び工事に関する費用を当社が別に定めて変更することがあります。この場合には、変更後の料金及び工事に関する費用を適用します。

(消費税相当額の取扱い)

3. 当社は、インターネット接続サービスに関する料金及び工事に関する費用のお支払いについて、消費税相当額を加算して計算し、消費税相当額は1円未満切り捨てで計算します。なお、税抜額に基づき計算した合計額と、実際のご請求金額が異なる場合があります。また、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合は、改正以降における消費税等相当額は変動後の税率により計算します。

(料金の計算および請求)

4. 当社は、インターネット接続サービスに関する料金を暦月単位に計算し、それらの料金を合算した金額を翌月契約者に請求します。
5. 料金計算の起算日はインターネット接続サービスを受け始めた翌月初日、終了日は契約の解除の日とし、暦月に満たない日数については1ヶ月とします。

(料金等の臨時減免)

6. 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。
7. 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のインターネット接続サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

(解除料)

8. 最低利用期間内に解除があった場合の解除料は、最低利用期間内に満たない期間分の利用料とします。ただし、セット割引やキャンペーン等により別途最低利用期間が定められていたり、定期契約を締結していただく場合は、解除料の取扱いが異なります。

(撤去工事費)

9. 当社は加入契約が解約された場合、当社施設を撤去します。なお、加入者は、撤去にともなう費用の実費を当社に支払っていただきます。

(料金の割引)

10. インターネット接続サービスに関する料金及び工事に関する費用は、加入促進の為に割引することがあります。

(コースの終了)

11. インターネット接続サービスのコースは終了する場合があります。なお、終了するにあたり、当社は終了するコースの加入者に連絡し、加入者は当社が指定するコースに変更していただきます。

付則

(実施期日)

この料金表は、2020年1月1日に実施します。

別 表

(HFC施設によるもの)

利用料等(すべて消費税相当額を含みます)

項 目			単 位	品 目								
				3Mコース (新規申込受付終了)	8Mコース (新規申込受付終了)	25Mコース	40Mコース (新規申込受付終了)	100Mコース (新規申込受付終了)	150Mコース (新規申込受付終了)	200Mコース	マンション 100Mコース	
基本サービス	最大通信速度(下り)		Mbps	3Mbps	8Mbps	25Mbps	40Mbps	100Mbps	150Mbps	200Mbps	100Mbps	
	グローバルIPアドレス(動的)		個	1個		3個	5個			1個	1個	
	メールアドレス		個	1個								
	ホームページ		MB	150MB								
	メールボックス		GB	10GB								
	マカフィー®セキュリティサービス		ライセンス	－					1ライセンス			
	無線ルーター(希望者にのみ貸出)		台	－						1台		
料金等	利用料		月 額	税抜2,200円 (税込2,420円)	税抜2,743円 (税込3,017円)	税抜3,500円 (税込3,850円)	税抜4,500円 (税込4,950円)	税抜4,800円 (税込5,280円)	税抜5,239円 (税込5,762円)	税抜5,300円 (税込5,830円)	税抜4,800円 (税込5,280円)	
	付加機能使用料	メールアドレスの追加		月 額	税抜300円(税込330円)/1個〔7個まで〕							
		グローバルIPアドレス(動的)の追加		月 額	税抜500円(税込550円)/1個〔1個まで〕			－			税抜500円(税込550円)/1個〔4個まで〕	
		メールセキュリティサービス(新規申込受付終了)		月 額	－		税抜300円(税込330円)/1アカウント					
		マカフィー®セキュリティサービス		月 額	税抜350円(税込385円)/1ライセンス							
		無線ルーター		月 額	税抜300円(税込330円)/1台〔1台まで〕				－	税抜300円(税込330円)/1台〔1台まで〕	－	
	手続に関する料金及び工事に関する費用等	事務手数料		－	税抜800円(税込880円)/1回							
		ユーザID情報通知書再発行手数料			税抜1,000円(税込1,100円)/1回							
		引込工事分担金		－	税抜10,000円(税込11,000円)							
		宅内工事費(戸建住宅)			税抜8,000円(税込8,800円)							
		宅内工事費(集合住宅)			税抜15,000円(税込16,500円)							
		その他工事費			実 費 相 当							
		調査・点検・補修費			実 費 相 当							
		端末接続装置補填費	ケーブルモデム		税抜10,000円 (税込11,000円)							
			無線ルーター		税抜10,000円 (税込11,000円)							

事業所
サービス提供エリア
春日井市・小牧市・犬山市・丹羽郡扶桑町
名古屋市緑区・豊明市・日進市・愛知郡東郷町
各務原市
美濃加茂市・加茂郡川辺町・加茂郡八百津町
三重郡川越町・三重郡朝日町・桑名市多度町
豊川市
養老町
本巣市

◇三重郡川越町・三重郡朝日町・桑名市多度町・豊川市・養老町・本巣市において、40Mコースの利用料は税抜4,115円(税込4,526円)とします。	◇200Mコースは、各務原市・美濃加茂市・加茂郡川辺町・加茂郡八百津町・三重郡川越町・三重郡朝日町・桑名市多度町・豊川市・養老町・本巣市のみサービスを提供します。
◇三重郡川越町・三重郡朝日町・桑名市多度町・豊川市・養老町・本巣市において、150Mコースの利用料は税抜4,658円(税込5,123円)とします。	
◇三重郡川越町・三重郡朝日町・桑名市多度町・豊川市・養老町・本巣市において、2017年3月31日までにインターネット接続サービスにお申込みの場合、メールセキュリティサービスは基本サービスとします。ただし、2017年4月1日以降に、メールセキュリティサービスを解約された場合、メールセキュリティサービスの再申込みは受け付けておりません。	◇3Mコース、8Mコース、40Mコース、100Mコース、150Mコースの新規申込受付は終了しました。また、新規申込受付を終了しているコースへのコース変更は受け付けておりません。
◇通信速度は接続環境およびパソコン処理能力などにより変化するもので保証するものではありません。	◇当社が別に提供する放送サービスにおいてSTVBを同時利用する場合、25Mコース、40Mコース、100Mコース、150Mコース、200Mコース、マンション100Mコースのいずれかをご利用いただけます。なお、100Mコースは、当社が別に提供する放送サービスのSTVBを同時利用する場合にのみ提供します。
◇40Mコースまたは150Mコースにご加入で、2011年11月30日までにグローバルIPアドレスを追加されている場合のグローバルIPアドレスの追加使用料は、税抜2,000円(税込2,200円)/5個〔10個まで〕とします。ただし、2011年12月1日以降に追加のグローバルIPアドレスを解約された場合は、この限りではありません。	また、当社が必要と判断した場合は、無線ルーターを貸与し、無線ルーターの端末接続装置補填費は税抜10,000円(税込11,000円)とします。
◇3Mコースは、三重郡川越町・三重郡朝日町・桑名市多度町・豊川市・養老町・本巣市のみサービスを提供します。	◇マンション100Mコースは、当社の指定する集合住宅のみサービスを提供します。
	◇McAfeeとMcAfeeのロゴは、米国およびその他の国におけるMcAfee LLCの商標です。

別 表

(光施設によるもの)加茂郡白川町を除く

利用料等(すべて消費税相当額を含みます)

(○:サービス提供、－:サービス提供外)

項 目			単 位	品 目												
				30Mコース	300Mコース	1Gコース	100Mコース (マンション光 (新規申込受付終了))	マンション光 300Mコース	マンション光 1Gコース	3Mコース (移行専用)	8Mコース (移行専用)	25Mコース (移行専用)	40Mコース (移行専用)	150Mコース (移行専用)	200Mコース (移行専用)	
サ ー ビ ス 提 供 エ リ ア	春日井市・小牧市・犬山市・丹羽郡扶桑町・丹羽郡大口町		－	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	
	日進市・名古屋市緑区・豊明市・愛知郡東郷町			○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	
	各務原市			○	○	○	○	○	○	－	○(集合住宅のみ)	○(集合住宅のみ)	－	－	－	
	加茂郡八百津町			○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	－	
	美濃加茂市・加茂郡川辺町			○	○	○	－	○	○	－	－	－	－	－	－	
	三重郡川越町・三重郡朝日町・桑名市多度町			○	○	○	－	○	○	○	○(集合住宅のみ)	○(集合住宅のみ)	－	－	○	
	豊川市			○	○	○	－	○	○	－	○(集合住宅のみ)	○(集合住宅のみ)	－	－	－	
	養老町			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	本巣市			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
基 本 サ ー ビ ス	最大通信速度(下り)		MbpsまたはGbps	30Mbps	300Mbps	1Gbps	100Mbps	300Mbps	1Gbps	3Mbps	8Mbps	25Mbps	40Mbps	150Mbps	200Mbps	
	IPアドレス(動的)		個	1個(プライベートIP)			1個(グローバルIP)	1個(プライベートIP)			1個(グローバルIP)		3個(グローバルIP)	5個(グローバルIP)		1個(グローバルIP)
	メールアドレス		個	1個												
	ホームページ		MB	150MB												
	メールボックス		GB	10GB												
	マカフィー®セキュリティサービス		ライセンス	－	1ライセンス			－	1ライセンス			－			1ライセンス	
料 金 等	無線ルーター(希望者にのみ貸出)		台	1台			－	1台			－			1台		
	利用料		月 額	税抜4,458円 (税込4,903円)	税抜5,677円 (税込6,244円)	税抜6,343円 (税込6,977円)	税抜3,700円 (税込4,070円)	税抜4,600円 (税込5,060円)	税抜4,600円 (税込5,060円)	税抜2,200円 (税込2,420円)	税抜2,743円 (税込3,017円)	税抜3,500円 (税込3,850円)	税抜4,500円 (税込4,950円)	税抜5,239円 (税込5,762円)	税抜5,300円 (税込5,830円)	
	付加機能使用料		月 額	税抜300円(税込330円)/1個[7個まで]												
	グローバルIPアドレス(動的)の追加		月 額	税抜500円(税込550円)/1個[4個まで]			－	税抜500円(税込550円)/1個[4個まで]			税抜500円(税込550円)/1個[1個まで]			－	税抜500円(税込550円)/1個[4個まで]	
	メールセキュリティサービス(新規申込受付終了)		月 額	税抜300円(税込330円)/1アカウント						－	税抜300円(税込330円)/1アカウント					
	マカフィー®セキュリティサービス		月 額	税抜350円(税込385円)/1ライセンス												
	無線ルーター		月 額	－						税抜300円(税込330円)/1台[1台まで]					－	
	手続に関する料金及び工事に関する費用等		－	税抜800円(税込880円)/1回												
	ユーザID情報通知書再発行手数料		－	税抜1,000円(税込1,100円)/1回												
	引込工事分担金		－	税抜10,000円(税込11,000円)												
	宅内工事費(戸建住宅)		－	税抜15,000円(税込16,500円)												
	宅内工事費(集合住宅)		－	税抜15,000円(税込16,500円)												
	その他工事費		－	実 費 相 当												
	調査・点検・補修費		－	実 費 相 当												
	ケーブルモデム		－	－			税抜10,000円(税込11,000円)		－	税抜10,000円(税込11,000円)						
	端末接続装置補填費		通信用光端末機(D-ONU)	税抜30,000円(税込33,000円)			－	税抜30,000円(税込33,000円)								
無線ルーター		－	税抜10,000円(税込11,000円)			－	税抜10,000円(税込11,000円)			－						

◇三重郡川越町・三重郡朝日町・桑名市多度町において、40Mコースの利用料は税抜4,115円(税込4,526円)とします。

◇三重郡川越町・三重郡朝日町・桑名市多度町において、150Mコースの利用料は税抜4,658円(税込5,123円)とします。

◇三重郡川越町・三重郡朝日町・桑名市多度町において、2017年3月31日までにインターネット接続サービスにお申込みの場合、メールセキュリティサービスは基本サービスとします。
ただし、2017年4月1日以降にメールセキュリティサービスを解約された場合、メールセキュリティサービスの再申込みは受け付けておりません。

◇通信速度は接続環境およびパソコン処理能力などにより変化するもので保証するものではありません。

◇当社が別に提供する放送サービスにおいてSTVBを同時利用する場合、30Mコース、300Mコース、1Gコース、マンション光300Mコース、マンション光1Gコースのいずれかをご利用いただけます。

◇100Mコース(マンション光)の新規申込受付は終了しました。

◇新規申込受付を終了しているコースへのコース変更は受け付けておりません。

◇40Mコースまたは150Mコースにご加入で、2011年11月30日までにグローバルIPアドレスを追加されている場合のグローバルIPアドレスの追加使用料は、
税抜2,000円(税込2,200円)/5個(10個まで)とします。ただし、2011年12月1日以降に追加のグローバルIPアドレスを解約された場合は、この限りではありません。

◇プライベートIPアドレス(動的)をご利用の契約者が、付加機能の「グローバルIPアドレス(動的)の追加」をご利用の場合、基本サービスのIPアドレス(動的)は
グローバルIPアドレスに変更となります。

◇春日井市・小牧市・犬山市・丹羽郡扶桑町・丹羽郡大口町および日進市・名古屋市緑区・豊明市・愛知郡東郷町における、30Mコース、300Mコース、1Gコース、マンション光300Mコース、マンション光1Gコースの基本サービスの「IPアドレス(動的)」は、
2017年8月31日までに当該コースの利用を開始した場合のみ、1個(グローバルIP)とします。

◇基本サービスのIPアドレス(動的)がプライベートIPアドレスの場合でも、希望者にはグローバルIPアドレス(動的)1個を基本サービスとして提供します。

◇付加機能使用料における無線ルーターは、三重郡川越町・三重郡朝日町・桑名市多度町に限り受け付けます。

◇3Mコース、8Mコース、25Mコース、40Mコース、150Mコース、200Mコースは、従前よりHFC施設において同コースに加入の場合のみ、光施設においても継続加入ができます。

◇3Mコース、8Mコース、25Mコース、40Mコース、150Mコース、200Mコースの新規申込受付および他のコースからのコース変更は受け付けておりません。

◇マンション光300Mコース、マンション光1Gコースは、当社が指定する集合住宅のみサービスを提供します。

◇McAfeeとMcAfeeのロゴは、米国およびその他の国におけるMcAfee LLCの商標です。

◇加茂郡八百津町、美濃加茂市、加茂郡川辺町において、30Mコース、300Mコース、1Gコース、マンション光300Mコース、マンション光1Gコース、行政向け100Mコース、学校向けエデュケーション100Mコースは、2020年1月1日からサービスの提供を開始します。

別 表	(光施設によるもの)加茂郡白川町のみ
-----	--------------------

利用料等(すべて消費税相当額を含みます)

項 目			単 位	品 目				
				8Mコース (新規申込受付終了)	25Mコース	100Mコース (新規申込受付終了)	200Mコース	
基本サービス	最大通信速度(上り・下り)		Mbps	8Mbps	25Mbps	100Mbps	200Mbps	
	グローバルIPアドレス(動的)		個	1個				
	メールアドレス		個	1個				
	ホームページ		MB	150MB				
	メールボックス		GB	10GB				
	マカフィー® セキュリティサービス		ライセンス	—		1ライセンス		
	無線ルーター(希望者にのみ貸出)		台	—			1台	
料金等	利用料		月 額	税抜3,200円 (税込3,520円)	税抜3,791円 (税込4,170円)	税抜4,800円 (税込5,280円)	税抜5,300円 (税込5,830円)	
	付加機能使用料	メールアドレスの追加		月 額	税抜300円(税込330円)/1個〔7個まで〕			
		グローバルIPアドレス(動的)の追加		月 額	税抜500円(税込550円)/1個〔1個まで〕			税抜500円(税込550円)/1個〔4個まで〕
		メールセキュリティサービス(新規申込受付終了)		月 額	税抜300円(税込330円)/1アカウント			
		マカフィー® セキュリティサービス		月 額	税抜350円(税込385円)/1ライセンス			
		無線ルーター		月 額	税抜300円(税込330円)/1台〔1台まで〕			—
	手続に関する料金及び工事に関する費用等	事務手数料		—	税抜800円(税込880円)/1回			
		ユーザID情報通知書再発行手数料			税抜1,000円(税込1,100円)/1回			
		引込工事分担金		—	税抜10,000円(税込11,000円)			
		宅内工事費(戸建住宅)			税抜15,000円(税込16,500円)			
		宅内工事費(集合住宅)			税抜15,000円(税込16,500円)			
		その他工事費			実 費 相 当			
		調査・点検・補修費			実 費 相 当			
		端末接続装置補填費	通信用光端末機(D-ONU)		税抜30,000円 (税込33,000円)			
無線ルーター			税抜10,000円 (税込11,000円)					

◇通信速度は接続環境およびパソコン処理能力などにより変化するもので保証するものではありません。

◇McAfeeとMcAfeeのロゴは、米国およびその他の国におけるMcAfee LLCの商標です。

◇8Mコースおよび100Mコースの新規申込受付は終了しました。ただし、白川町が提供する高齢者見守り安心システムを利用する場合は、8Mコースの新規申込を受け付けます。

◇新規申込受付を終了しているコースへのコース変更は受け付けておりません。

◇通信速度は接続環境およびパソコン処理能力などにより変化するもので保証するものではありません。

◇McAfeeとMcAfeeのロゴは、米国およびその他の国におけるMcAfee LLCの商標です。

◇8Mコースおよび100Mコースの新規申込受付は終了しました。ただし、白川町が提供する高齢者見守り安心システムを利用する場合は、8Mコースの新規申込を受け付けます。

◇新規申込受付を終了しているコースへのコース変更は受け付けておりません。

◇通信速度は接続環境およびパソコン処理能力などにより変化するもので保証するものではありません。

◇McAfeeとMcAfeeのロゴは、米国およびその他の国におけるMcAfee LLCの商標です。

◇8Mコースおよび100Mコースの新規申込受付は終了しました。ただし、白川町が提供する高齢者見守り安心システムを利用する場合は、8Mコースの新規申込を受け付けます。

◇新規申込受付を終了しているコースへのコース変更は受け付けておりません。

◇通信速度は接続環境およびパソコン処理能力などにより変化するもので保証するものではありません。

◇McAfeeとMcAfeeのロゴは、米国およびその他の国におけるMcAfee LLCの商標です。

◇8Mコースおよび100Mコースの新規申込受付は終了しました。ただし、白川町が提供する高齢者見守り安心システムを利用する場合は、8Mコースの新規申込を受け付けます。

◇新規申込受付を終了しているコースへのコース変更は受け付けておりません。